

使用料体系の変遷

参考資料 1

※使用料は税抜き

条例制定・改正日	H5.3.26	H7.12.9	H18.1.25	H25.7.3	H26.12.25(消費税率8%)	H31.3.28(消費税率10%)
条例施行日	H5.4.1	H8.4.1	H19.4.1	H25.10.1	H26.4.1	R1.10.1
基本水量 A	10m ³	10m ³	10m ³	8m ³	8m ³	8m ³
基本使用料 B	670円	800円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
基本使用料単価 B/A (C)	67円/m ³	80円/m ³	110円/m ³	137.5円/m ³	137.5円/m ³	137.5円/m ³
超過使用料の区分	5段階	6段階	6段階	7段階	7段階	7段階
最低単価 D	90円/m ³	108円/m ³	120円/m ³	132円/m ³	132円/m ³	132円/m ³
最高単価 E	200円/m ³	241円/m ³	260円/m ³	275円/m ³	275円/m ³	275円/m ³
D/C	134.3%	135.0%	109.1%	96.0%	96.0%	96.0%
累進度 E/C	298.5%	301.3%	236.4%	200.0%	200.0%	200.0%
E/D	222.2%	223.1%	216.7%	208.3%	208.3%	208.3%
浴場汚水等 F	55円/m ³	65円/m ³	70円/m ³	77円/m ³	77円/m ³	77円/m ³
F/C	82.1%	81.3%	63.6%	56.0%	56.0%	56.0%

具体的な使用料の体系

基本料金	10m ³ まで	670円	10m ³ まで	800円	10m ³ まで	1100円	8m ³ まで	1100円	8m ³ まで	1100円
~20m ³	90円/m ³	~20m ³	108円/m ³	~20m ³	120円/m ³	~20m ³	132円/m ³	~20m ³	132円/m ³	132円/m ³
~50m ³	116円/m ³	~50m ³	140円/m ³	~50m ³	154円/m ³	~50m ³	171円/m ³	~50m ³	171円/m ³	171円/m ³
~100m ³	152円/m ³	~100m ³	183円/m ³	~100m ³	200円/m ³	~100m ³	223円/m ³	~100m ³	223円/m ³	223円/m ³
~1000m ³	183円/m ³	~1000m ³	218円/m ³	~500m ³	236円/m ³	~250m ³	242円/m ³	~250m ³	242円/m ³	242円/m ³
1000m ³ 超	200円/m ³	1000m ³ 超	241円/m ³	1000m ³ 超	260円/m ³	~1000m ³	270円/m ³	~1000m ³	270円/m ³	270円/m ³
浴場汚水	55円/m ³		65円/m ³		70円/m ³		77円/m ³		77円/m ³	
温泉汚水	55円/m ³		65円/m ³		70円/m ³		77円/m ³		77円/m ³	
平均改定率	28.7%		18.0%		15.0%		10.0%		消費税率の引き上げ	消費税率の引き上げ
改定理由等	独立採算制を目指すべきところ、使用料回収率が4%から45%程度であることから値上げすることとした。汚水資本費のうち私費負担すべき部分の37.8%を算入することとした。(H12年度目標50%) 1000m ³ までの区分のうち500m ³ 以下の使用者が90m ³ の区分を新設した。	市・町合併による料金統一を図ることも、経営安定化のため料金水準の適正化を図った。汚水資本費のうち私費負担すべき部分の34%を算入することとした。汚水資本費のうち私費負担すべき部分の34%を算入することとした。(H12年度目標50%) 1000m ³ までの区分のうち500m ³ 以下の使用者が90m ³ の区分を新設した。	累積赤字を放置すれば後年の使用者負担が増し、世代間の不公平となる。赤字を一般会計繰入金で補うことは、使用者でない市民の税金を投入することとなる上、一般会計の財政悪循環を招く。独立採算の観点から赤字解消を前提とした改定率とする。	独立採算制を目指すべきところ、使用料回収率が4%から45%程度であることから値上げすることとした。汚水資本費のうち私費負担すべき部分の37.8%を算入することとした。(H12年度目標50%) 1000m ³ までの区分のうち500m ³ 以下の使用者が90m ³ の区分を新設した。	消費税率5%→8%に付随する改定。	消費税率8%→10%に付随する改定。				

